

# 離島旅館業に対する税制特例措置 をご存じですか？



## 皆様の思いを支援します！

高齢者でも  
利用しやすい施設に  
改修したい

沖縄の離島で  
旅館・ホテル業を  
始めたい

ワーケーションなど  
新たなニーズに対応した  
施設にしたい

施設が  
老朽化してきたので  
修繕したい

増築して  
客室数・収容人数  
を増やしたい

離島の旅館業の皆様を対象とした以下の税制特例措置があります。

### ① 対象業種

ホテル営業、旅館営業など(民宿やいわゆるゲストハウスも対象)

### ② 対象設備

建物及び附属設備の「新設」、「改修(増築、改築、修繕または模様替)」、「増設」

### ③ 取得価額等の要件

資本金規模 設備投資	個人または 資本金1,000万円以下の法人	資本金1,000万円超 5,000万円以下の法人	資本金 5,000万円超の法人
新設・増設	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
改修	500万円以上	500万円以上	特例なし

### ④ 特例措置の内容

税の種別	措置内容
所得税、法人税	特別償却（特別償却率100分の8）
事業税	課税免除など（最大5年）
不動産取得税	課税免除など
固定資産税 <small>※石垣市及び粟国村除く</small>	課税免除など（最大5年）

## 想定される効果の例

### ケース① 法人税の減税(事業初年度)



#### 事業者Aさんの例

集客数アップを見込み旅館業用建物を取得

- 所得金額 800万円  
(普通償却のみを損金算入した後の額)
- 建物の取得価額 2,000万円

※ 法人税率を23.2%として計算

- 特例措置活用前

法人税額: **186万円** ( $800\text{万円} \times 23.2\%$ )

- 特例措置活用後

課税所得: 640万円 ( $800\text{万円} - \text{特別償却額}(2,000\text{万円} \times 8\%)$ )

法人税額: **149万円** ( $640\text{万円} \times 23.2\%$ )

- 特例措置の効果

**37万円** (186万円 – 149万円) の法人税の減税(事業初年度)

### ケース② 不動産取得税・固定資産税の免除



#### 事業者Bさんの例

ワーケーション需要に備えホテルを新設

- 固定資産税評価額 建物1,500万円  
(課税標準額)

※ 建物は対象施設の全てを旅館業の用に供するものとする。

※ 建物の経年劣化による評価額の減少は考慮しないものとする。

※ 不動産取得税(建物)の税率を4%、固定資産税(建物)の税率を1.4%として計算

- 特例措置活用前: **165万円(5年間)**

・ 不動産取得税: 60万円 ( $1,500\text{万円} \times 4\%$ )

・ 固定資産税(5年間): **105万円** ( $(1,500\text{万円} \times 1.4\%) \times 5\text{年}$ )

- 特例措置活用後: **全額免除(5年間)**

・ 不動産取得税: 全額免除

・ 固定資産税(5年間): 全額免除

- 特例措置の効果

**165万円** の不動産取得税、固定資産税の免除(5年間)

## 申請方法・ステップ

まずはお気軽にご相談ください



沖縄県 企画部 地域・離島課 離島振興班  
TEL: 098-866-2370



沖縄県離島振興税制



沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口  
TEL: 098-894-6377



沖縄税制ワンストップ相談



- 沖縄県へ**確認申請書と添付書類(※)**を提出
- 沖縄県より**確認書**を交付
- 特例措置の申請に**確認書**を添付

※添付書類の詳細は上記HPよりご確認ください

